

飯舘村いじめ防止基本方針の概要

令和3年5月
飯舘村教育委員会

飯舘村いじめ防止対策基本理念

- 自分の命はもちろん他人の命も大切にすることを育みます。
- 教育活動全体を通じて、いじめ防止に取り組めます。
- 互いの存在を認め合い、心が通う絆づくりにつながる学級づくりや集団づくりに努めます。
- 児童・生徒、保護者、学校関係者その他子どもに関わる全ての大人がいじめの根絶に取り組んでいきます。

「いじめ」とは・・・

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈いじめとして考えられるもの〉

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり叩かれたり蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかれる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等を使って、いたづら、悪口や嫌なことをされたなど

「いじめ」に対する基本認識

- (1) どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- (2) いじわる等の「いじめ」は、多くの児童・生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険に至らせる場合がある。
- (4) はやし立てたりする「観衆」、周辺の「傍観者」にも注意を払い、集団にいじめを許さない雰囲気形成されるようにする。

【問合せ】

飯舘村教育委員会 教育課
Tel 0244-42-1631

《いじめ防止対策の観点》

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 地域や家庭との連携
- (5) 関係機関との連携

《飯舘村教育委員会では・・・》

- (1) 県いじめ問題対策連絡協議会と連携
- (2) 必要に応じて次の対応機関を設置
「飯舘村いじめ等防止対策委員会」
 - ① 専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、公平性・中立性を確保
 - ② 専門的知見から、いじめ防止等のための有効対策を審議・検討
- (3) いじめ防止の主要政策
 - ① 道徳教育・人権教育の充実
 - ② いのちの教育の推進
 - ③ スクールソーシャルワーカー・カウンセラー活用事業
 - ④ いじめに対する措置
 - ⑤ 学校運営協議会を生かした家庭・地域との連携推進

《学校では・・・》

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」を策定
 - ① 児童・生徒、保護者への提示・公開
- (2) いじめの防止等の対策組織を常設
 - ① いじめの情報があった場合は緊急会議
 - ② 関係児童生徒への聴取、保護者との連携
- (3) 児童・生徒主体のいじめ防止等の取組を推進
 - ① 児童・生徒会によるいじめ撲滅呼掛け
- (4) いじめ防止に関する措置
 - ① いじめの防止措置
 - ・心の通じ合うコミュニケーション能力の育成
 - ・認め合う人間関係・学校風土作り
 - ② 早期発見の措置
 - ・見取り、観察、信頼関係の構築
 - ・定期的なアンケート調査、教育相談

《飯舘村では・・・》

報告により重大事態や事態の発生の防止のため必要があると認める時は、専門的な知識や経験を持つ第三者等による附属機関を設け、「再調査」を実施

【いじめ・不登校等学校生活の悩みに関する相談について】

① 学校での相談

- ・ 担任だけではなく、管理職、学年担当教諭、養護教諭（保健室の先生）など、どの職員でも相談を受け付ける体制を整えています。

学校0244-42-0003

② スクールカウンセラーへの相談

- ・ 週2～3回スクールカウンセラーが、来校しています。相談の希望があれば、学校または村教育委員会へお問い合わせください。

③ 飯舘村教育委員会における相談窓口

- ・ 直接相談をされる際には、村役場1階教育委員会へお越しください。電話での相談も受け付けます。

教育課0244-42-1631（月～金9:00～17:15）

④ 福島県における相談窓口

- ・ ふくしま24時間子どもSOS（いじめ電話相談）

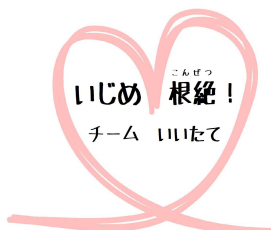
0120-916-024（夜間、休日も含めて24時間体制）

⑤ 福島県教育センターにおける相談窓口

- ・ ダイアルSOS（いじめ、不登校、体罰、学校生活一般に関する相談）

0120-453-141（月～金 10:00～17:00）

⑥ 県警察本部県民サービスセンターにおける相談窓口



- ・ いじめ110番（いじめに関する相談）

024-526-1189（月～金 9:00～17:00）

保護者配布 (1 / 3)

保護者配布 (2 / 3)

保護者配布 (3 / 3)

.
: